(451) 長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）	一
(452) 硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	二五
(453) 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液	一〇
(454) 硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。）	一
(455) 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）	一〇
(456) 硫酸	二五
(457) 硫酸アルミニウム溶液	一〇
(458) 硫酸ジエチル	二五
(459) 燐酸水素ジ—二—エチルヘキシル	一
(460) 燐酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。）	一〇〇
(461) 燐酸トリブチル	一〇
(462) レジン油（蒸留物に限る。）	二五
(463) ロジン	一〇
(464) ワックス（パラフィンワックスを除く。）	一
三 物質Z類	
(1) アジポニトリル	〇
(2) アセト酢酸エチル	〇
(3) アセト酢酸メチル	〇
(4) アセトニトリル（濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	〇
(5) アセトン	〇
(6) アミノエチルエタノールアミン	〇
(7) アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液	〇
(8) N—アミノエチルピペラジン	〇
(9) 二—（二—アミノエトキシ）エタノール	〇
(10) 二—アミノ—二—メチル—一—プロパノール	〇
(11) 亜硫酸水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	〇
(12) アルキルアリールスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）	〇
(13) アルキルインダン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）、アルキルインデン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）及びアルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）の混合物	〇
(14) アルキルフェニルプロポキシラート（アルキル基の炭素数が九から十五までのもの及びその混合物に限る。）	〇
(15) アルミノけい酸ナトリウム	〇
(16) 安息香酸ナトリウム	〇
(17) 硫黄	〇
(18) イソプロピルアルコール	〇
(19) イソ酪酸二・二・四—トリメチル—三—イソブトキシペンチル	一
(20) エチルアルコール	〇
(21) 二—エチルブタンジニトリル及び二—メチルグルタロニトリルの混合物（二—エチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。）	〇
(22) エチレングリコールモノフェニルエーテル	〇
(23) エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物	〇
(24) エトキシ化ポリエチレンイミン溶液（濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。）	〇
(25) 塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。）	〇
(26) 塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。）	〇
(27) 塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウムの混合溶液	〇
(28) 塩化コリン溶液	〇
(29) 塩化ベンゼンスルホニル	一〇
(30) 塩化マグネシウム溶液	〇
(31) 塩酸	〇
(32) 塩素酸ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	〇
(33) カプロラクタム及びその溶液	〇
(34) ぎ酸イソブチル	〇
(35) ぎ酸カリウム溶液	〇
(36) ぎ酸の混合物（ぎ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下であって、プロピオン酸の含有量が十八重量パーセント以下のものに限る。）	〇
(37) ぎ酸メチル	〇
(38) くえん酸（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	〇
(39) 掘削用ブライン（塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限る。）	〇
(40) 二—クロロプロピオン酸	〇
(41) 三—クロロプロピオン酸	〇
(42) グリコール酸溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	〇